

別表第 2（第 4 条関係）

耐震診断区分		構造区分	耐震基準	
			改修建築物を自己の居住の用に供する場合	左記以外の場合
(1)	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が 0.7 以上	上部構造評点が 1.0 以上
(2)	市町が実施する簡易耐震診断	木造	総合評点が 0.7 以上	総合評点が 1.0 以上
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996 年版、2011 年版) による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標 (Is) が 0.3 以上	構造耐震指標 (Is) が 0.6 以上
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 1 次診断法」、「第 2 次診断法」又は「第 3 次診断法」(2011 年版) による耐震診断	鉄筋コンクリート造		構造耐震指標 (Is) を構造耐震判定指標 (Iso) で除した値が 1.0 以上
(5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 1 次診断法」、「第 2 次診断法」又は「第 3 次診断法」(2009 年版) による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造		
(6)	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章第 8 節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること。	
(7)	上記 (1) から (6) までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記 (1) から (6) までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。	